

## 平成24年3月22日(木) 裁決の概要

## 【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	①原処分年月日 ②異議申立年月日 ③異議申立に対する処分年月日
1	大阪府 守口市長	大阪府守口市 の男性	平20.8.12	障害補償費の額の改定	<p><b>取消</b></p> <p>処分庁側には、障害の程度の等級の昇級を制限したり、一定の高齢者の等級を固定するなど、公正な審査を歪める内規が長期にわたり存在した。この結果、被認定者は見直し審査で、特級相当にもかかわらず、前回の1級を維持する決定を受けたもので、重大かつ不当な事実誤認が認められる。また、処分庁は、「同一等級の維持の場合は処分にあたらない」との環境庁（当時）の環保企第298号通知を根拠に、異議申立てを却下したが、本件決定は、公健法上の権利利益を享受する可能性を奪うものであり、優に、公権力の行使である行政処分と認定できる。よって、処分庁の主張に理由はなく、取消は免れない。なお、上記の通知の運用については、被認定者が権利利益を享受する可能性を奪わない限度において適法である。</p>	<p>被認定者は、大正11年生まれ。</p> <p>昭和63年、気管支ぜん息で守口市長から級外に認定。平成2年3級、同8年2級、同18年1級にそれぞれ改定。</p> <p>平成20年、86歳で死亡。</p>	平20.5.1異議申立て	<p>①平20.3.5</p> <p>②平20.5.1</p> <p>③平20.7.22</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	大阪市の男性	平21.5.8	肺がん 認定	<b>棄却</b> 病理組織学的診断から審査請求人の疾患が肺がんであることは確認された。しかし、放射線画像を慎重に検討したが、胸膜プラーク及び肺の線維化は確認できなかった。また、肺内石綿小体数の計測結果も乾燥肺1g当たり0本で、検出下限値78本以下であることから、石綿起因性があるとは認められなかった。したがって、石綿起因性の肺がんとは認められない。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は、昭和9年生まれ。  昭和35年から同40年までプラスチック成型に従事。	平20.11.6	平21.3.12
2	独立行政法人環境再生保全機構	千葉県市原市の男性	平22.1.18	肺がん 認定	<b>棄却</b> 放射線画像を検討した結果、審査請求人の組織診報告書に照応する原発性肺がんを確認したが、胸膜プラーク及び肺線維化の所見は認めることができなかった。また、肺内石綿小体数は、検出下限値（119本）未満であり、石綿を吸入することによりかかった肺がんではないと判断した。よって、処分庁の原処分は相当である。	審査請求人は、昭和28年生まれ。  昭和48年から平成20年まで警備員として働く。	平20.4.21	平22.1.7
3	独立行政法人環境再生保全機構	山口県宇部市の女性	平22.2.26	中皮腫 認定	<b>棄却</b> 本件は、肉腫型中皮腫か滑膜肉腫かの鑑別が困難な事案であり、慎重な見分を行った。環境大臣の医学的判定は、滑膜肉腫に特異的に認められるSYT-SSX融合遺伝子を検索し、その存在を確認したことから、滑膜肉腫と確定診断している。この判定経過及び結果に問題は認められず、原処分は相当と認められる。	認定申請者（昭和14年生）は、審査請求人の夫。 認定申請者は、審査請求後の平成22年9月に死亡したので、妻がその地位を承継。	平20.12.12	平22.1.7
4	独立行政法人環境再生保全機構	鳥取県米子市の男性	平22.3.25	中皮腫 認定	<b>棄却</b> 請求人の臨床経過及びX線画像診断からは、中皮腫の可能性は低く、肺がんと判断するのが妥当である。病理組織診断でも、扁平上皮癌と診断した。以上のことを総合すると、請求人の腫瘍は中皮腫ではなく、扁平上皮癌とする診断が適切であり、放射線画像上胸膜プラークは認められないので、肺がんではあっても石綿起因性の肺がんではないと判断する。 よって、処分庁による原処分は相当であり、これを取り消す理由はない。	審査請求人は、昭和17年生まれ。 平成8年から建設・解体業に従事。	平21.9.24	平22.2.23